

事務事業概要書

部名	消防本部	課かい名	本署警備第一・二課、小和田警備第一・二課、寒川警備第一・二課
事務事業名	火災・救助業務		

事業概要	<p>災害現場に出動する消防隊員及び救助隊員が専門的知識、消防・救助技術及び資機（器）材等を用いて、災害現場に応じた消火・救助活動を迅速かつ的確に行います。</p> <p>また、様々な災害出動に備えた各種研修及び資機（器）材を用いた連携訓練を実施します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・消防組織法 (消防の任務) 第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。 (市町村の消防に関する責任) 第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

事務事業概要書

部名	消防本部	課かい名	本署警備第一・二課、小和田警備第一・二課、寒川警備第一・二課
事務事業名	救急・救急支援業務		

事業概要	<p>救急現場に出動する救急救命士を含む救急隊員が専門知識、技術及び高度救命処置用資器材等を用いて、救急現場に応じた処置を迅速かつ的確に行います。</p> <p>また、救急要請の増加に伴い、救急現場での救命処置等を消防隊が支援する救急支援出動も同時に行います。</p> <p>日頃から各種研修及び連携訓練を実施し、高度な救急活動技術を習得します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防組織法 (消防の任務)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。</p> <p>(市町村の消防に関する責任)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。</p>

事務事業概要書

部名	消防本部	課かい名	本署警備第一・二課、小和田警備第一・二課、寒川警備第一・二課
事務事業名	立入検査業務		

事業概要	<p>火災予防又は火災による被害の軽減のため、計画的に防火対象物の立入検査を実施し、消防用設備等の設置維持及び防火管理体制の状況を確認し、不備事項について行政指導します。</p> <p>適時、予防担当者が中心となり、法令改正に準じた研修等を実施します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防法</p> <p>第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。</p>

事務事業概要書

部名	消防本部	課かい名	本署警備第一・二課、小和田警備第一・二課、寒川警備第一・二課
事務事業名	防災・救命普及啓発業務		

事業概要	救命講習会・防災アカデミーの機会を捉え、救命に関する正しい知識や技術を次世代を担う中学生に普及させることで、救命率の向上を図ります。救命講習会・防災アカデミーの開催については、寒川町での開催についても調整していきます。
------	---

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	